

標津町農地賃借料情報

令和7年1月から12月までに締結(公告)された農地法及び農地中間管理事業による賃貸借における賃借料水準(1ha当たり)は、以下のとおりとなっています。

標津町農業委員会

●牧草畑

(単位:円/1ha)

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
川北地区	28,200	40,000	10,700	10	
北標津地区	16,500	30,000	5,700	14	
古多糠地区	5,000	5,500	4,500	5	
標津・茶志骨地区	25,000	40,400	10,600	9	

※ 地域区分は、標津町農業委員会農用地等あっせん特別委員会区域としています。

※ この賃借料には、農地売買等事業(旧:農地保有合理化事業)に伴うものは含まれていません。

※ 農地法等の一部改正に伴い、標準小作料制度が廃止されましたが、農業委員会ではこれまで定めていた「小作料の上限額(4万円/1ha当たり)」を引き続き地域が遵守すべき賃借料と位置付け、農地流動化事業に取り組みます。

また、経済事情の変動、その他農業経営を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じてその上限額を見直すこととしています。

●過去の平均額の状況(参考)

(単位:円/1ha)

地域区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	備考
川北地区	27,600	26,200	13,200	27,800	
北標津地区	29,200	29,300	31,300	32,100	
古多糠地区	18,600	18,900	16,900	11,300	
標津・茶志骨地区	38,000	27,900	24,600	35,000	